

**平成31年4月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**平成31年4月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 平成31年 4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 平成31年 4月19日(金) 午前9時30分～午前10時42分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 41人

農業委員 13人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 11. 松岡 繁  | 16. 宮岡 里美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 12. 平池 收  |           |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 14. 大林 伸嘉 |           |
| 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 15. 大林 孝行 |           |

農地利用最適化推進委員 28人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄  | 16. 岡原 徹  | 24. 小林 繁  |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 17. 増田 澄  | 25. 株屋根 明 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹  | 18. 篠岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 4. 大西 亘  | 12. 寒川 弘  | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 28. 誥石 泰弘 |
| 7. 内田 久夫 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | 29. 滝 壽義  |
| 8. 多田 輝美 | 15. 山地 正詞 | 23. 入屋 岩義 | 30. 鎌田 光男 |

欠席委員

農業委員 3人

1. 西山 敏彦
10. 岩崎 道彦
13. 村山 英臣

農地利用最適化推進委員 2人

6. 坂井 清照
20. 宮本 政信

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹  
総括担当長 近藤 光洋  
主査 中山 弘美  
主査 岩崎 正英  
副主任 山根 大雅

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農地パトロールについて
2. その他

### 報告

1. 農業者等との意見交換会について
2. 定例農家相談会の開催結果について
3. その他

### 土地に関する議題

- 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第21号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第22号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について  
議案第23号 非農地証明願について  
議案第24号 許可後の事業計画変更申請について

### 報告

- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。みなさん、おはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまから平成31年度4月の農業委員会の総会を開催いたしたいと思いますが、開催に先立ちまして、この4月で人事異動がありましたので、農業委員会事務局に関して異動があった職員の紹介の方、させていただいたと思います。まず、近藤担当長、石井担当長に代わりこちらの方に、まいりました。あと、岩崎主査、真鍋主査の後任として、また権利関係の異動で担当していただくことになっております。前任者同様、よろしく願いいたします。なお飯山と綾歌の各センターの担当者については異動がございませんでしたので引き続きよろしく願いいたします。続きまして、本日机にお配りしてあります資料の確認をお願いしたと思います。いつもどおり総会の次第、裏面に農家相談の開催結果の入ったもの、丸亀市農地等の利用最適化推進に関する意見書の回答とですね、昨年10月に皆さんに出していただいた要望についての回答を3月末で市長よりもらっております。後ほど簡単ではございますが、説明をさせていただいたと思います。それと位置図ですね、3条から5条に関しての位置図、「農地活用レポート」の冊子があるかと思いますが、農地機構から出されたもの。あと、「普及センターだより」、「集落営農通信」こちらの方が皆様にお配りしてあるかと思います。あとですね、封筒が別にある方があろうかと思いますが、こちらは例年、島嶼部の農地パトロールをお願いしてあります旧1選挙区の委員さんの方に封筒を置かせていただいております。毎年、連休後に農地パトロールの方をお願いしております。今年もお願いしたいと思っておりますが、総会終了後、簡単な打ち合わせをしたいと思っておりますので、申しわけございませんが残っていただけたらと思います。配付物については以上かと思いますが、不足がある方がありましたら、お申し出いただけたらと思います。よろしいでしょうか。それでは、活動記録簿の確認でございますが、本日の総会の出席を書いていただくとともに、その間委員さんとしての活動がありましたら、記録の方お願いいたします。次に携帯電話でございますが、電源を切るかマナーモードでお願いいたします。それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。会長よろしく願いいたします。

●議長（松岡繁君） それでは、あらためまして、おはようございます。桜の花も終わりにまして、若葉の季節になってまいりました。夏野菜の植えつけとか、いろいろ農作業がだんだんと忙しくなってきましたけれども本日はご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。4月は人事異動の季節でございます。今、局長の方からお話がございましたように、ベテランの石井さんと真鍋さんが転出をされました。代わりに近藤さんと岩崎さんが転入をされました。早く業務をマスターされまして、厳しい農業情勢に対処してもらいたいなと思っております。私から2件ほど、お願いしたいと思うんですが、最近、近年といいまし

ようか。農地の管理に対する苦情相談がたくさん来ております。だいたい、3年間、平均しますと農業委員会の方へ100件ぐらい来ております。事務局としましては、通常業務に加えまして、それで現地確認したり、後の対応とかいろいろもう大変なようでございますので、今までも、ご協力いただいておりますが、事務局の方から各委員さんにお話ございましたら、一緒にとども解決に向けて対応をお願いしたらと思います。やっぱり顔見知りとか、地元の人が行くとまだかなり相手の対応状況も違うと思いますので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。もう1つは、今月の17日に土器地区におきまして、農業者の意見交換会を行いました。たくさんのご意見、生々しいご意見もいただき、非常に有意義な意見交換会だったというふうに思っております。農業委員会としましては、こういう活動をしているんだというようなことを地域の人、また関係機関なんかにも知ってもらおうということも非常に大切だと思っておりますので、まだ計画していない地区にありましては、日程と場所を事務局の方へ相談していただければ、案内状とか資料とか運営につきましては事務局の方で対応しますので、また計画をお願いしたいと思っております。それでは座って、議事を進めさせていただきます。本日の出席委員は13名でございます、過半数の方が出席されておりますので、総会が成立をしておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は16番の宮岡委員さんと2番の宮武副会長さんをお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思ひます。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは総会の次第をご覧いただいたらと思ひます。農政に関する議題といたしまして、1番農地パトロールについて。報告といたしまして、1番農業者意見交換会開催結果について、2番定例農家相談会の開催結果について、となっております。ご審議よろしくお願ひいたします。

●議長（松岡繁君） それでは農地パトロールについて事務局より説明をいたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。農地パトロールでございますが、昨年、現在の新しい委員さんに、初めての農地パトロールということで、夏の暑い時期に各受け持ちの農地をパトロールをしていただきまして、ありがとうございました。本年も昨年同様、おおよそ6月の総会で資料の方を配付させていただいて、それ以後8月の末までの間にそれぞれの受け持ちの農地について、耕作状況について、パトロールをしていただき、結果を報告いただくようになっています。今年につきましては、今お手元に配付をさせていただいておりますが、調査票を少し見直しさせていただいたらということで本日提案をさせていただいております。まずは調査票ですが、昨年までですと昨年の状況を細かく書いてございました。その部分を小さい字で細々と書いてあったのも省いたと申しますか、簡単にして、真ん中から左になりますが、30年度の調査結果ということで、簡単に区分内容のところに耕作、保全管理、再生可能というふうに簡単な、結果だけ

の記載にさせていただいたらと考えております。それで、書き込みをしていただく色がついている、橙色のついてある下の部分になりますけれども、調査年月日、それと現在の状況として耕作している、または草刈等の管理ができています。A分類というのが雑草で、腰高以上になって1年を通して草管理もできてないような状況についてはA分類。もう木が生い茂っている、竹とかそういうものが既に生い茂ってそう簡単には農地に戻せないような状況になっているもの、これについてはB分類それと既に駐車場であるとか家が建っているような状況で農地でなくなっていると見られるものについては転用と、この5つの分類で丸をつけていただくような形、それと現況として、補足で、耕作であれば、もし分かれば、作付している作物名ですね。分からなければ野菜とか米とかでいいのかなと思います。これはあくまで参考例でございますので、見たままを書いていただいて結構かと思えます。橙色で農地法32条第1項との欄がありますが、こちらは少し判断が難しいところもありますので、こちらについては必ずしも記入いただかなくても結構かと思えます。第1号というのがA分類というふうにお考えいただいたらと思うんですけども、第2号というのが耕作と管理の間というような意味合いになるかと思うんですが、作付はしているけれども本来の適切な管理ができないために、生産性の低い、そういう状況ということで判断をした時に付けるんですけども、なかなかその判断が難しいので、こちらについては、今回も記入いただかなくても結構というふうに事務局では判断しました。それと地図と凡例をつけさせていただいておりますけれども、昨年までは、この青枠がありませんでした。耕作であるとか管理というような文字だけのものであったんですが、どの筆が分かりづらいということで青枠で囲むようにしてあります。緑と赤は今まで通りです。それと、利用意向調査を昨年行ったものについて意向の確認があったものについては「意」というふうな感じで、書き込みをしてございます。あと、非農地判断、無断転用についてこちらで確認できているものに、それぞれ書き込みをさせていただいております。それと新たに見つかった、調査票に載ってなくて、現地で見つかった荒廃農地、遊休農地については、地図の方に、できれば場所が分かりやすいということで、赤で囲っていただくようお願いいたします。パトロールの詳しい要領につきましては、6月の総会で、改めて説明の方はさせていただくんですが、今回、様式の方を少し変えたいということで、ご提案の方、させていただいております。皆様の意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします

●議長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問ございましたら、お願いします。詳しくは6月の総会でもう1回説明するというところでございますので、昨年こんなことしたなということ思い出していただいたらと思います。それから、様式をちょっと簡素化したというようなことでございますが、この件についてご意見ございましたら出していただきたいと思えます。今の説明で、よろしゅうございますか。それでは、一応これでいくということで、また気がついたことがありましたら事務局の方へ申し出

ていただきたいと思います。それでは、異議なかったということで処理させていただきます。その他の議題はございますか。

それでは次の報告連絡事項に移ります。報告の1、農業者意見交換会の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。農業者等との意見交換会でございますが、先ほどの会長のあいさつでもございましたが、今週17日の水曜日、土器コミュニティーセンターの方で土器地区の意見交換会の方をさせていただきました。高吉委員さんはじめ、松原委員さん、山地委員さんには御協力いただきました。ありがとうございます。3月、4月の農政協力委員さんの変更時期ということで、ご案内を前の委員さん集落代表者の方にお送りしたので、出席の方を少し心配したんですけども、14名の方の出席をいただいたということで6割以上の方がお越しいただきました。出席率としてはかなり高い数字が出たのかなと考えております。各地区から現在の状況、その地区が抱えている、こういった問題点など数名の方から現状報告のような形でいただいた後、個別でそれぞれ思っている農地の貸し借りのことで、農地機構さんにおいでいただいていたので、そちらの方に対する質問でありますとかさまざまな御意見をいただきました。後の方でも出てきますが、今、農地機構が取り扱いができるのが農振地域だけということでありましたが、どうも法律の改正が行われて、丸亀市の場合であれば、その法律施行後は全市的に取り扱いができるように拡大されるということで、さらに農地機構を利用した農地の貸借が進められるのかなというふうに感じました。あと、まだ未開催の地区もございますので、今後日程等のご相談をいただきましたら、事務局の方で運営については、ご協力させていただいたらと思いますのでまた、ご相談をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

●議長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問がありましたらお願いします。特にないようですので、報告2、定例農家相談会の開催結果について事務局から報告をいたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは次第の裏面の方をご覧いただいたらと思います。前回の定例農家相談会の開催結果を載せております。飯山市民総合センター、市役所本庁開催分については、相談はございませんでした。綾歌市民総合センターについて1件の相談がございました。その相談内容でございますが、永小作権が付いている農地について所有者の方からのご相談ということです。数年前までは小作料について納付が続いておってその後、小作料の支払いが滞っているという状況でどうしたらいいかというようなご相談をいただきました。登記簿に載っている小作権と載っていないものがあるということでございますので、まず謄本で状況を確認いただくという話と小作料の納付がないということでもありますので、小作権の解消を前提として話し合いをしていただいたらということで合意解約に関する書類の方をお渡しして

相談をされるようにということでお願いをいたしました。次回の農家相談会でございます。記載に変更がございますので、訂正をお願いします。飯山市民総合センター開催分を村山委員さんと書いてありますけれども、こちらを大林孝行委員さんに変更していただけたらと思います。平成31年4月26日金曜日に飯山市民総合センターで、市役所本庁開催分といたしまして31年5月7日火曜日鈴木委員さんで、綾歌市民総合センター開催分につきましては5月10日金曜日に岩崎委員さんの担当で、それぞれ開催をお願いしたと思います。担当の委員さんにつきましては農家相談の手引きの方をご持参いただいて相談を受けていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします

●議長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問があったらお願いします。特にないようでしたら、その他の報告事項に移ります。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、冒頭、配布の説明をさせていただきました、こちらの「丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答」の方をご覧いただけたらと思います。あわせて市に提出しました意見を参考として、お手元の方にお配りしてあろうかと思ひます。意見につきましては例年の意見を参考にということで皆様にお願ひした関係上、その前年の意見と大部分が重なるような意見ということになって、提出になりました。なかなか農業については意見を出しても、すぐに解決できない、大きい問題が多い関係で引き続きの意見ということで、同じような意見が続くのもやむをえないのかなという風には考へてございます。また今年度も例年同様、また皆様に意見を求めるアンケートを次回、お配りする予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは回答書を3月29日付けで市長から回答をいただいております。めくっていただきましたら、それぞれの意見に対して、回答をいただいております。まずなかなか前向きといひますか、即効的な回答というのはいないんですけれども、2ページ目になりますか、2遊休農地の防止、解消についての（2）でございますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、農業振興地域外への農地中間管理事業の適用を県に申請ということで農振地域しか認められていない中間管理事業につきましては、19年の5月くらいに公布されて、それ以後、施行になるということで、20年ぐらいというあたりから農業振興地域外の農地であってもこの事業を活用できるということで今後、農地機構を通じた、貸借が進められると考へております。続きまして、もう1枚めくっていただいて、4その他の（5）になりますけれども販売体制の構築を含めた特産品生産の支援、こちらの方ですけれども本市の特産品である桃、アスパラガスなどの農産物については、各種施策を活用して、その生産支援に努めるとともに販売についてはJAと連携し、販売促進を行うほか、市が行う地域商社事業、市が今、取り組んでおりますが地域商社を通じて本市の特産物のPRと販売拡大に努めているということで、東京のショップなりレストランと提携した、取り扱いを行っていると聞いてございます。また中讃定住自立圏地域の中で1次から3次産業者間

のビジネスマッチングというのを推進しております、地域支援を最大限に活用した。新商品の開発や、これらの商品のブランディング、販路拡大を行うなど目的として、交流の場の提供や香川県よろず支援拠点などの協力機関と連携し、マーケティングや商品開発コーディネーターの紹介とパッケージ等のデザインの依頼など、仲介等を継続していきたいというふうな回答をいただきました。回答については、またゆっくりと目を通していただきまして次のアンケートに対して、回答に不十分な点、もう少し考えてほしいということがありましたら付け加えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（松岡繁君） ありがとうございます。今の報告に対しまして、ご質問がありましたらお願いします。ぱっと見てもなかなかわかりませんので、お帰りになって、十分目を通して、読んでいただきまして、不十分と思うようなところは次回の意見書提出、意見書の作成にあたって、また意見を出していただいて、それに反映させていきたいと思います。これでよろしいでしょうか。きょうのところは、そういうことで今後の対応への参考ということで十分読んでいただきたいと思います。その他の報告事項ありませんか。それでは以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それではもう一度、総会の次第をご覧くださいと思います。土地に関する議題でございます。

議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第21号「農地利用集積計画の決定について」

議案第22号「農地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第23号「非農地証明願について」

議案第24号「許可後の事業計画変更申請について」

報告といたしまして、

報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」となっております。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長（松岡繁君） 議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局総括担当長（近藤光洋君） 失礼いたします。事前送付しました議案の1ページをお開きください。

座って説明をさせていただきます。それではまず初めに、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件になっております。本日配付しております資料の中にあります位置図と一緒にご審議をよろしくお願いいたします。

1番、今津町・・・、面積448.00㎡【議案読み上げ】

この案件は農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

2番、飯山町川原・・・、面積1,466.00㎡【議案読み上げ】

この案件は譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、「経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画は提出されております。

3番、飯山町川原・・・、合計面積2,127.00㎡【議案読み上げ】

この案件は高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付する計画が提示されております。

4番、飯山町東坂元・・・、合計412.00㎡【議案読み上げ】

この案件は譲渡人が所有する、残存小作権が設定されておまして、耕作不便で低生産地の当該農地を耕作権を持ち、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

以上申請がありました案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況や保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供される農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすものであり農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しご質問、ご意見ございませんか。特に無いようですので、採決をいたします。議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番の各案件を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） ありがとうございます。特に、ご異議も無いようですので、議案第18号「農地法第3条許可申請」4件は原案どおり、許可することに決定いたしました。次に議案第19号「農地法第4条第

1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局総括担当長（近藤光洋君） それでは2ページをお開きください議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。案件は6件ございます。

1番、柞原町・・・、併せ利用地面積266.83㎡、合計面積318.83㎡【議案読み上げ】

この案件は昭和49年に隣接地を取得した際に一体として利用し、住宅を建築しており、居住しておられました。昭和63年からは、娘さん一家に無償でこちらを貸し出しており、今回利用してきた当該地につきまして農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によってその無断転用の解消を図り宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東二・・・、面積854.00㎡【議案読み上げ】

この案件は申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画時周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯野町東二・・・、面積683.00㎡【議案読み上げ】

この案件は昭和38年以前に、申請者の父が農地の一部を造成し、住宅を建築または昭和63年には納屋を建てまして平成元年には住宅の建て替えを行っております。今回利用してきました当該地につきまして、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によってその無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画時周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、すみません。一部訂正をお願いいたします。備考欄に無断転用との記載がございますがこの案件につきましては、既に農業用倉庫を建築し利用しておられますが、農産物の育成のための農業経営施設でもととの転用面積が200㎡未満のものでありますので農地法施行規則第29条1項の規定により許可不要であり、無断転用には該当いたしませんので、訂正をお願いいたします。それで続きます。

4番、飯山町東小川・・・、併せ利用地面積27.00㎡、合計面積371.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、現在ある農業用倉庫を建て替えるために、農地を転用し、新たに200㎡を超える農業用倉庫を建築整備するものです。申請地は農用地区域内農地であります。農地法上、第1種農地に区分されますが、平成31年4月に、農用地利用計画の区分変更の申請がされており、指定された用途に使われるものであるため、転用できるものと考えております。

5番、飯山町西坂元・・・、合計面積2,219.00㎡【議案読み上げ】

この案件は申請地に共同住宅5棟の建築整備を図るものであります。申請地は農用地区域内農地ですが平

成30年12月に農振除外申請がされています。また農地法、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯山町西坂元・・・、併せ利用地面積649.04㎡、合計面積688.04㎡【議案読み上げ】

この案件は平成13年頃から駐車場として利用してきた当該地が、農地法の申請を怠っていたことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、駐車場として利用するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、平成30年12月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えております。ご審議、よろしくお願いいたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しご質問ご意見ございませんか。無いようでございます。それでは採決をいたします。議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から6番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） 御異議ないようでありますので、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」6件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。次に議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局総括担当長（近藤光洋君） それでは3ページをお開きください。議案第20号「農地法第5条第2項の規定による許可申請について」でございます。案件は9件ございます。説明の前に、お手数なんですけど訂正を2件お願いいたします。まず1件目になりますが、右から4マス目のところにあります。転用目的欄で太陽光発電パネル12基になっておりますが、14基に訂正をお願いいたします。それともう1点訂正がございまして、右から二つ目の用途区分が「第一種低層」となっておるんですけども「第一種中高層」に訂正をお願いいたします。それでは議案の方に戻ります。3ページをお開きください。

1番、今津町・・・、面積445.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い分家住宅1棟、カーポート1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により

転用できるものと考えます。

2番、本島町泊・・・、合計面積1,818.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネルを14基、及び引込柱1本の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外の農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、郡家町・・・、面積527.00㎡【議案読み上げ】

この案件は所有権移転を行い、店舗、美容室です、兼住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、平成30年12月に農振除外申請がされております。または農地法上、第2種農地に区分されますが計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えております。

4番、郡家町・・・、合計面積1,278.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地になります。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、三条町・・・、面積500.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅を1棟、車庫・倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、平成30年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯野町東分・・・、併せ利用地面積4,673.00㎡、合計面積5,601.00㎡【議案読み上げ】

この案件は平成19年ごろから駐車場として利用しておりました。その土地につきまして、農地法の許可申請を行っていないことを知り、また無断転用に該当することを知った申請者によりまして、その無断転用の解消を図り、新たに賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地の一部は農用地区域外、一部は農用区域内農地ですが、平成30年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、垂水町・・・、併せ利用地面積240.55㎡、合計面積3,020.55㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、加工棟1棟、組立棟1棟、事務所1棟などの建築整備を図るものであります。申請地は農用地区域内農地ですが、平成30年12月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えま

す。8番、土器町西五丁目・・・、併せ利用地面積62.56㎡、合計面積1,424.56㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、事務所兼賃貸住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

9番、土器町東七丁目・・・、合計面積3,132.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上9件になりますが、申請があった案件につきましては転用理由や営農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準やまた資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る例の条件への支障はなく被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることをから問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●議長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から9番までの各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」9件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。続きまして議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局総括担当長（近藤光洋君） 議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。議案第21号は5ページから26ページにかけて記載しております。賃借権や使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数は81件、筆数は266筆、面積は208,461.30㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対しご質問ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） 無いようでございますので、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」81件の各案件につきましては原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第22号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします

●事務局総括担当長（近藤光洋君） それでは27ページをお開きください。議案第22号「農用地利用配分

計画（案）の意見聴取について」でございます。議案第22号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は27ページから39ページに記載のとおりです。128筆の機構から認定農業者への貸し付けであります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問、ご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） ないようでございますので議案第22号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨、回答をいたします。続いて、議案第23号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局総括担当長（近藤光洋君） それでは40ページをお開きください。議案第23号「非農地証明願について」でございます。案件は2件ございます。

1番、飯野町西分・・・、合計面積14.05㎡【議案読み上げ】

申請地は農業用施設、農道として利用されております。

2番、飯山町東坂元・・・、面積1,012.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地をしての復旧が著しく困難となっております。

以上2件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問、ご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第23号「非農地証明願について」、整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。続いて、議案第24号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局総括担当長（近藤光洋君） 41ページをお開きください。議案第24号「許可後の事業計画変更申請について」でございます。案件は2件ございます。

1番、川西町南・・・、合計面積1,573.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成26年2月28日に分譲住宅6棟を建築整備する計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、事業計画の変更により分譲住宅5棟に変更し、残りの1区画につきましては、完了している1区画と一体利用して仮設事務所等に変更したいとの申請がありました。

2番、原田町・・・、合計面積4,729.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年4月14日に分譲住宅16棟建築整備をする計画で農地法第5条の許可を受けておりました。事業計画の変更により分譲住宅15棟に変更し、工期を当初の平成31年4月13日から平成33年4月13日まで2年間の工期を延長するものです。ご審議よろしくお願いたします。

●議長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） ご異議がないようでありますので議案第24号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から2番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告をいたします。

●事務局総括担当長（近藤光洋君） それでは42ページをお開きください。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続などで、農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は3件ございます。

1番、土器町西二丁目・・・、合計面積3,038.00㎡【議案呼び上げ】

この案件は、平成30年2月28日に相続により農地を取得したものでございます。委員会による斡旋などの希望があり、地区の推進委員様に相談しております。

2番、飯野町東二・・・、合計面積1,677.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年4月22日に相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

3番、綾歌町富熊・・・、合計面積8,515.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年1月8日に相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

それでは44ページをお開きください。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」でございます。報告は4件ございます。

1番、垂水町・・・、合計面積は5,285.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃貸人が耕作目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものであります。

2番、綾歌町富熊・・・、面積834.00㎡【議案読み上げ】

この案件は農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃借人の兼業による経営規模の縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものであります。

3番、飯山町西坂元・・・、面積602.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされておりましたが、賃借人の労働力不足のため、賃借人主導にて、金銭による離作補償なく合意解約するものであります。

4番、飯山町東坂元・・・、合計面積412.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされておりましたが賃借人が農地を買い受けるため、賃借人主導にて、合意解約をするものであります。

以上、報告第7号・第8号を報告いたします。

●議長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（松岡繁君） それでは報告事項を終わります。以上で4月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

●事務局長（長法秀樹君） みなさん、お疲れ様でした。私の方から事務連絡をさせていただきます。来月の定例農業委員会でございますけれども、まず、農地転用の現地調査でございます。今月から来月にかけて、ゴールデンウィークということで少し日程の変更がございます。申請の締め切りを5月7日に伸ばしております関係で、5月の現地調査につきましては、9日の木曜日ですね。8日に関係する委員さんには電話等で御連絡をいたしますので、9日の日を開けていただいて、案内があった委員さんにつきましては現地調査の方にご出席をいただきたいと思います。次に総会でございますが、5月20日月曜日に通常総会ということで、年1度の総会を兼ねたものとなりますので、こちらは時間を30分繰り上げて午前9時から総会を開催した後、定例会をこの会場で行います。時間が変更になっていきますので、お間違えのないようお願いいたします。本日の定例会は以上で終了です。

（10時42分閉会）